様式１

整理番号	健康－法申－26

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	大阪市保健所生活衛生監視事務所
処分の名称	食鳥処理事業の許可申請
概　要	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律では、食鳥処理の事業を営もうとする場合は食鳥処理場ごとに市長の許可を受けなければなりません。 ・食鳥には、鶏、あひる、七面鳥が含まれます。 ・食鳥処理は次の行為をいいます ア　食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去すること イ　食鳥とたいの内臓を摘出すること
根拠法令等 及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第３条及び第５条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第２条
審査基準	・営業許可を受けるには、食鳥処理場の構造設備基準に適合する必要があります。 構造設備基準については、参考資料「食鳥－１」を参照してください。 ・許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき又は規則に定める設備基準に適合しない時は許可を与えない場合があります。 一　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 二　第八条又は第九条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者 三　成年被後見人 四　法人であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの
標準処理期間	処分の性質上、標準的な期間を設定することはできません。
経由日数	なし
提出先	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
提出時期	随時
提出方法	食鳥処理の事業許可申請書（正・副）、施設図面、設備・機械の仕様書等、法人の場合は登記事項証明書及び手数料を許可を受ける大阪市保健所生活衛生監視事務所へ提出してください。
手数料	食鳥処理事業許可申請手数料：19,000円
相談窓口	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000004447.html
備　考	・営業許可の申請については、事前に大阪市保健所生活衛生監視事務所へ相談してください。